



図・表等に必要なリンクを付けていますので適宜クリックしてください。

I 労働災害発生状況

	令和6年 (確定値)	令和7年 (速報値)	増減 (人)	増減率 (%)
全産業	356 ④ (105)	375 ② (115)	+19	+5.3
製造業	77 (17)	88 ① (19)	+11	+14.3
建設業	54 ③ (10)	49 (11)	-5	-9.3
運送業	45 (10)	62 (12)	+17	+37.8
農林業	8 (0)	9 (1)	+1	+12.5
商業	53 (25)	67 (36)	+14	+26.4
社福	23 (11)	20 (2)	-3	-13.0
接客娯楽	23 (11)	18 ① (8)	-5	-21.7
ビルメン	10 (8)	17 (14)	+7	+70.0

労働者死傷病報告集計。コロナ感染除く。○は死亡者数()は転倒でそれぞれ内数。

製造業では、特に「食品製造業」が前年比+61.5%の大幅増加で、機械による挟まれ巻き込まれ災害(死亡1)、転倒災害が多発していることから、転倒防止対策、機械災害の防止対策のさらなる強化が求められます。(※機械災害について4ページ目Ⅷをご覧ください)

商業や**ビルメン**では、半数以上が転倒災害であり、転倒防止対策の徹底が求められます。

全業種共通課題は、やはり「転倒」です。全国的にも職場の労働年齢も高齢化の一途をたどり、その影響が「転倒災害の増加」という形で表れています。

このため、労働安全衛生法が改正され、令和8年4月から、高齢労働者の労働災害の防止を目指し、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが努力義務化されます。

「安全衛生課からのお知らせ2月号」をご参照ください。

高齢労働者の現状、対策など資料 ➡

[高齢労働者の労働災害防止対策について](#)



指針、ガイドラインなど高齢労働者の

安全衛生対策全般はこちら ➡ [「高齢労働者の安全衛生対策について」](#)

II エイジフレンドリーガイドラインの取組みを進めましょう

20代に比べ体力等の衰えが見え始める50代から労働災害・死亡災害が顕著に増加していることはこれまで何度もお伝えしており、高齢者の労働災害防止対策が重要な課題になっていることも既にご案内のとおりです。

しかし、「[エイジフレンドリーガイドライン](#)」を知っている」とする事業場は23.1%、「高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる」とする事業場は19.3%と低調な状況です(令和5年労働安全衛生調査)。また、取り組んでいない理由は「高齢労働者は健康である」が48.1%となっていますが、本当でしょうか。10年前と比べ、業務上疾病、健康診断の有所見率はいずれも増加しており、50歳以上の労働災害の発生率も高く、休業日数も相対的に長くなっているのが現状です。

労働年齢の高齢化は益々増加することが見込まれている中、上記のような現状を踏まえつつ、労働安全衛生法が改正され、高齢者の労働災害防止のための措置が、業種・規模を問わず全ての事業場について、令和8年4月1日から努力義務化になります。

(参考: [第170回安全衛生分科会資料「高齢労働者の労働災害防止対策について\(その3\)」](#))



高齢労働者の安全衛生対策
エイジフレンドリーガイドライン



高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル
(チェックリストと職場改善事項)

III 岩手労働局労働基準行政関係功労者表彰を行いました

令和8年1月30日、花巻労働基準監督署において、渡辺幸輝署長より、公益財団法人岩手労働基準協会花巻支部 支部長 宮澤一郎氏に「岩手労働局労働基準行政関係功労者表彰」の表彰状を伝達しました。

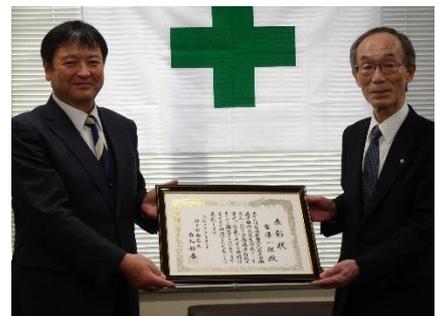
この表彰は、労働基準行政に係る各種施策の推進に貢献し、特に顕著な功績に対して岩手労働局長が表彰するものです。

宮澤一郎氏は、企業の代表取締役、経営者団体・公益団体の役職を務め繁忙を極める中であって、1991年(平成3年)6月から公益財団法人岩手労働基準協会花巻支部の監事を24年間、2015年(平成27年)6月から同花巻支部の副支部長、2019年(平成31年)4月から支部長職務代理を務められるとともに、同年6月には支部長に就任され、花巻支部会員事業場はもとより、花巻労働基準監督署管内事業場の労務管理及び安全衛生管理水準の向上に大きく貢献したことが評価され、今回、岩手労働局長表彰となりました。

長年のご尽力に感謝申し上げます。



渡辺署長



宮澤一郎氏

Ⅳ 改正女性活躍推進法（女活法）が4月1日から施行

女性活躍推進法が改正され、常用労働者 **101人以上**の事業主に、令和8年4月1日以降に終了する事業年度の次の事業年度の開始日から概ね3か月以内に、直近の事業年度の男女間賃金差異、女性管理職比率を情報公表することが義務付けられました

事業主の皆さまへ

2026（令和8）年4月1日施行

**女性活躍推進法が改正されました
～101人以上企業に男女間賃金差異、女性管理職比率の
情報公表が義務化されました～**

「行動計画」
こちら参照↓



常用労働者101人以上の事業主に、**令和8年4月1日以降に終了する事業年度の次の事業年度の開始日からおおむね3か月以内に***、直近の事業年度の男女間賃金差異、女性管理職比率を情報公表することが義務付けられました。

※例：事業年度が7月～6月の場合 令和7年7月～令和8年6月の実績を、おおむね令和8年9月末までに公表

詳しくは、[岩手労働局 雇用環境・均等室](#) **019-604-3010** にお問い合わせください。



V 岩手県「物価高騰対策賃上げ支援金」を活用しませんか

岩手県 物価高騰対策 賃上げ支援金

各自治体の給付金等もご利用ください

申請受付
令和8年2月13日から

1 事業者
1 回限り

岩手県では、**60円以上**（1時間当たり）の賃上げを行った中小企業等を対象に
従業員1人あたり6万円^{上限}_{50人分}を支給します。

花巻市 [食料品等物価高騰支援給付金](#)
[物価高対応子育て応援手当](#)

北上市 [物価高騰対策給付金](#)
[物価高対応子育て応援手当](#)

奥州市 [低所得者等臨時特別対策助成金](#)
[物価高対応子育て応援手当](#)

岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金についてのお問い合わせはこちら

☎ **019-601-7165**

受付時間 9:00～17:00
（土・日・祝・お盆期間を除く）
※お盆期間：8月13日（木）～8月14日（金）

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

〒020-8777 盛岡市神明町 5-5 岩手県火災共済会館 3階

Ⅵ 通勤時や業務中の交通事故にご注意ください（道交法改正）

2026年4月～
自転車の交通違反に青切符 交通反則通告制度が導入されます！

正しく知って、安全・快適に乗ろう！

反則金の対象となる違反行為（一例）

信号無視 5,000円	指定場所一時不停止等 5,000円	並進禁止違反 3,000円	通行区分（右側通行） 6,000円
通行区分（歩道通行） 6,000円	安全運転義務 6,000円	携帯電話使用等（保持） 12,000円	無灯火 5,000円
傘さし運転 （公道利用の自転車等） 5,000円	自転車制動装置不良 5,000円	交差点右左折方法違反 3,000円	横断歩行者等妨害等 6,000円

（警察庁 HP）
やめよう！運転中のスマートフォン・携帯電話等使用

（警察庁リーフレット）
スマートフォンを運転しながらの運転は、使用しながらの運転は、重大事故につながります。
ながらスマホはならぬ！
「ながらスマホ」は、法律で禁止されています。
自動車、自転車ともに、法律で禁止されています。

2024年11月自転車の「ながらスマホ」が罰則強化！「酒気帯び運転」は新たに罰則対象に！（政府広報オンライン）

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → **30 km/h**

営業、配達、通勤などで車・自転車を使用する場合は、道路交通法を遵守しましょう！



もっと詳しく → [「警察庁 自転車のルール」](#) [「道路交通法の改正について」](#) [「自転車ルールブック」](#) [「自転車の安全利用の促進」](#)

Ⅶ 2026 労働基準監督官採用試験のご案内

厚生労働省
労働基準監督官
採用試験 2026
Labour Standards Inspector Recruitment Exam 2026

A区分(法文系)
B区分(理工系)

働く人の現在を守り、未来を支える

全国では、約380万の職場で約5,500万人が働いています。

働く人にとって安心・安全な職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場や工場等に立ち入り、法に定める基準を事業主に守らせることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員（国家公務員）です。

詳しくは、リーフレットをクリック！

「理系」の方大歓迎！➡

「労働基準監督官」を職業選択の一つとして考えてみませんか。

労働基準監督官
理工系区分

日本で働く全ての
人たちのを守る仕事

Labour Standards Inspector

試験日程



PR動画もご覧ください。



受験資格

- 平成8年4月2日から平成17年4月1日生まれの者
- 平成17年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ① 大学を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ② 人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度

- 大学卒業程度
- 社会人も応募可

採用予定者数

- 労働基準監督A(法文系) 約145名
- 労働基準監督B(理工系) 約35名

Ⅷ 労働災害事例 ② 挟まれ・巻き込まれ

「挟まれ・巻き込まれ」災害は転倒災害に次いで2番目に多い状況です。

「挟まれ・巻き込まれ」の典型的な原因は以下のとおり多彩です。

- 回転部分や可動部分の安全カバーが無い、安全カバーを外したまま使用
- 点検・掃除の際に機械を停めなかった
- 安全装置（光線式やリミットスイッチ等）が無い、作動しなかった
- 無理な体制で手を入れた、作業服の袖口や手袋が巻き込まれた
- 作業手順書が未作成、安全教育が未実施

挟まれ・巻き込まれ災害の発生状況（岩手労働局）

令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
65	58	89	72	62	61	69

岩手労働局 労働災害統計（令和7は速報値）

機械安全規格を活用して労働災害を防ぎましょう

- メーカーによるリスク低減措置
- 据え付け業者によるリスク低減措置
- ユーザーによるリスクアセスメントとリスク低減



機械メーカー・機械据え付け業者・機械ユーザーの皆さまへ

機械安全規格を活用して 労働災害を防ぎましょう

国内外の機械安全に関する規格類を上手に使うことで災害防止を進めましょう

もっと詳しく↓

[機械安全規格を活用して災害防止を進めるためのガイドブック](#)

機械を譲渡または貸与する事業者の皆さまへ

「機械に関する危険情報の通知」が 努力義務になりました

[労働安全衛生規則第24条の13（機械に関する危険性等の通知）](#)

「残存リスク」情報を提供（残存リスクマップ、残存リスク一覧を作成し、交付）しましょう。

食品製造業、飲食店、小売業などで、食品加工用機械（切断機・切削機（カッター・スライサー等）、粉砕機・混合機（ミキサー・ミル等）、ロール機（製菓・製麺用等）、成型機・圧縮機（型抜き、押出し、圧縮、圧搾等））を使用する場合の安全対策をご確認願います。

平成25年10月から改正労働安全衛生規則が適用され、作業の特性に応じた安全対策が義務付けられています。

リーフレット➡



外国人・技能実習生等を雇用している場合は、母国語での安全教育や表示等も丁寧に行いましょう。

挟まれ・巻き込まれ防止のポイント

- リスクアセスメントの実施
- 回転部・可動部、刃物類等には安全カバー取付ける
- 固定用ボルト等は「埋頭型」にするか、囲いを取り付ける
- 安全カバーにはリミットスイッチを取り付け、外した状態で使用することを防ぐ
- 点検・清掃時の作業手順書を整備し、安全教育を実施する
- 非常停止装置を設け、作動状況を点検する

IX 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」の改正

建築物等の解体等に係る労働者の石綿のばく露防止及び一般環境への石綿飛散漏えい防止対策を円滑かつ的確に実施していただくために「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を作成し周知しているところですが、令和8年2月同マニュアルが改正されましたのでお知らせします。

【主な改正点】

- 事前調査の信頼性向上を図るため、分析調査の試料採取について、調査者等以外の者が試料採取する場合は、調査者等の指示の下で行わせることとしたこと。
- 解体等作業中に発電機等の内燃機関を使用することによる一酸化炭素中毒事故を防止するための対策を明記したこと。
- その他、所要の改正を行ったこと。

詳しくはこちら↓（環境省 HP）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル



既にご案内済みですが、令和8年1月1日着工工事から、解体・改修・各種設備工事において、一部の工作物に工事に係る石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの事前調査は、有資格者「工作物石綿事前調査者」に行わせることが義務付けられています。講習会については、[情報チャンネル2月号（Ⅷ）](#)をご覧ください。

XI 安全衛生管理計画を作成しよう！

企業各社では、1年間の安全衛生活動計画を定めた「安全衛生管理計画」を作成し、計画的かつ積極的な安全衛生活動を展開していただいております。

計画策定に当たって、事故ケガの防止といった安全対策はしっかり計画していますが、健康管理・メンタルヘルス・化学物質対策、職業性疾病の予防、腰痛予防等に関する衛生対策、安全教育、衛生教育の実施など、「労働衛生対策」については不十分な状況も散見されます。

また、「心の健康づくり推進計画」は作成しておらず、ストレスチェックを行うだけという例もあり、メンタルヘルス対策の取組みが低調な状況が見受けられますので、安全衛生管理計画の作成とともに、「心の健康づくり推進計画」も作成し、メンタルヘルス（心の健康確保）対策を積極的に推進しましょう！



参考様式、記載例などは[こちら](#)↓をご参照ください。

[年間安全衛生管理計画を作成しましょう！](#)（青森労働局 HP）

「心の健康づくり推進計画」は[こちら](#)をご参照ください。

参考様式 [心の健康づくり推進計画](#)（釜石監督署 HP）

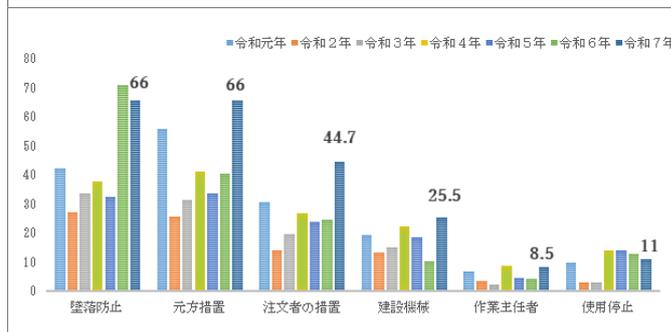
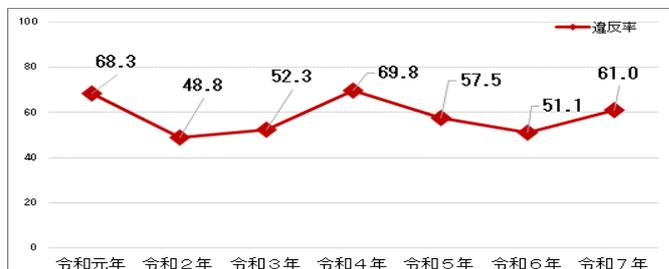
[職場のメンタルヘルス対策に取り組みましょう](#)（盛岡監督署 HP）

X 建設現場の監督指導結果

岩手労働局労働基準部監督課は、令和7年12月の建設現場に対する監督指導結果を公表しました。

令和5年、6年に比べ違反率が高くなり、違反の内容としては、**墜落防止対策の欠落が目立ち、建設機械の安全対策も指摘**されています。

建設業の5大災害を防止するため、各社・各現場では、現在行われている作業に対する安全対策が確実に守られているか、今一度ご確認をお願いします。



労務管理の資料 [こちら](#)（花巻監督署からのお知らせ）

XII 労災補償 通勤災害

今年の冬は例年より降雪日が多く、雪かきなど大変でしたね。

令和8年1月の転倒事故も令和6年1月と比較し2倍の大幅増加となりました。

過去にあった転倒事故の事例をご紹介します。これらは労災補償の対象だと思いませんか？

- ① アパートの玄関を出て階段を降りたところ途中で滑って転んだ
- ② 自宅敷地に止めている車に乗ろうとした際、雪で滑って転んだ
- ③ 職場内の駐車場で車を止め、降りた際、凍結で滑って転んだ
- ④ 職場の近くに自分で借りている駐車場で、滑って転んだ

【解説】

- ① アパートの玄関内は住居内であり、玄関で転んでも労災補償の対象にはならない。しかし、「共有部分」である階段で負傷した場合は、通勤災害として労災補償の対象となる。

※一般公衆が自由に通行できるか否かが判断の要素となる。

- ② 住居内で発生したものであり、労災補償の対象にならない。
- ③ 一般的に、職場敷地内は就業の場所で会社の支配管理下にあり、通勤災害ではなく、業務災害として労災補償の対象となる。
- ④ 職場敷地内ではなく、職場が用意した駐車場でないため、通勤災害として労災補償の対象となる。

リーフレットは [こちら](#)

HP もご覧ください「[通勤災害について](#)」岩手労働局



転倒災害防止対策は [こちら](#)（花巻監督署からのお知らせ）